

心配な事から確認シート

入園申込に当たり、お子様の発達や成長について、心配なことや気になることがありましたら、下記の該当する箇所に御記入の上、御提出ください。なお、この用紙を提出されるときには、お子様の「すくすくファイル」も併せて御持参ください。特に気になることがない場合は、御提出いただくなくても結構です。

児童名 _____ 保護者氏名 _____

住所 _____ 電話番号 _____ — _____

第1希望の園名 _____

1. 生活習慣面で心配がある。(食事、排泄、睡眠等など)

どのようなことが心配ですか。 _____

2. ことばの面で心配がある。

どのようなことが心配ですか。 _____

3. 医師または、その他専門機関を受診している。

医療機関名 _____ 具体的な疾病名 _____

4. 医師、療育教室等、保健師、その他専門機関から指導等を受けている。

専門機関名 _____ 指導内容 _____

- 1、2で御心配の方については、入園決定後に半日入園にて詳しくお伺いします。

※ 特別支援保育に関しては、裏面をお読みください。

米原市では特別支援保育を行っています。

○「特別支援保育」とは…

米原市では、保育所・幼稚園・認定こども園においてお子様の成長を適切に支援できるよう家庭や園・関係機関と連携を図りながら、お子様の発達や個性に配慮した保育や「特別支援保育」を進めています。

特別支援保育を実施するに当たっては、保護者の同意をいただいた上で、発達相談や療育教室等への通園時に園の職員が同席したり、また、検査結果等を踏まえて、お子様にとってどのような支援が望ましいかを保育所・幼稚園・認定こども園で検討したりすることにより、きめ細やかな保育につなげています。

○ 加配職員の配置について

園では、お子様の発達や個性を考慮しながら、特定の職員が場面ごとに支援をしたり、密に関わりながら支援をしたりすることがあります。こうした職員を「加配職員」といいます。加配職員の配置については、「米原市特別支援保育審査会」において各園の職員体制やお子様の様子を踏まえた審査をしています。

○ 「米原市特別支援保育審査会」とは…

米原市特別支援保育審査会（以下「審査会」という。）では、子どもの発達に関する専門家、保育所・幼稚園・認定こども園の代表、市役所内の福祉部局・教育委員会事務局等の関係部課長が委員となり、お子様が抱える課題、それに対してどのような支援や職員配置が望ましいかを審査し、その結果を園にお応えしています。

園では、審査会の結果に基づき、保護者と相談をしながらお子様にとって望ましい支援を実施していきます。

～特別支援保育審査会の審査対象に申し込むには…～

特別支援保育審査会の審査対象として希望される場合は、別紙「米原市特別支援保育への申込みについて」を必ず提出していただく必要があります。また、当該年内に発達相談を受診していることも条件となります。

（ただし、身体障がいのみで申請されるお子様は、発達相談の受診の必要はありません。）

《申込時に必要な書類》

※用紙は入園申込時に園からお渡しします。

- ① 「米原市特別支援保育への申込みについて」
- ② 「個人情報取得同意書」

※発達相談の受診や療育教室に通園している場合は、審査に必要な情報を関係機関に求める場合に、保護者の同意が必要となります。

- ③ お子様の現状が分かる資料として、「身体障害者手帳」や「療育手帳」等の公的証明や医療機関等専門機関からの「診断書」等が必要となる場合があります。

※提出いただいた資料や聞き取り等を基に、お子様が集団生活を送る上で必要となる個別支援の在り方について審査会で検討しますが、お子様や園の状況によって職員が配置されない場合もありますので御了承ください。

お子様や特別支援保育について御心配な点や御不明な点がございましたら、園または事務局まで御相談ください。

米原市特別支援保育審査会事務局

（こども未来部保育幼稚園課 TEL 55-8134）